

外国税法の調べ方

はじめに

時々質問される事項に、外国の税法をどのように調べたらよいかということがある。しかし、その質問される方がどのような内容を知りたいのかによってその答えは異なることになる。以下は、その質問内容に応じたいくつかの回答例である。

1 税法の概要を知りたい場合

例えば、その質問が、投資先の国の法人税率又は所得税率等であるような場合、インターネット上の情報、書籍による情報等があるが、このような質問は、現行又は次年度以降の税率ということもあるので、インターネットにより投資先の国の財務省のホームページに記載された税制改正等の情報等が有効となろう。税率の場合、その適用年度別に何年間も遡及して並べるとは意外と難しい事項である。また、書籍に記載されている税率の適用年度が明らかでない場合もある。

税率ではなく、質問が、その投資先の国にどのような税目がありその概略を知りたいという場合もある。例えば、米国の税制をA4版数枚程度にまとめたものといわれると意外とないものである。販売されている書籍に米国の税制概要を記したものは、和文又は英文のいずれもあ

るが、相当なボリュームがあり、一覧で米国税制が分かるというものではない。また、書籍の場合、その利用者の読む時点において適用されている税法の内容が書籍にまとめられているということではなく、若干の時間的な遅れが生じるということが付きまとうことになる。

2 情報の少ない国の税法を知りたいという質問の場合

10年以上も前になるが、本誌を出版している財経詳報社より共著で『国際税務要覧』という本を出版したことがある。この本は、世界157カ国の税制と租税条約についてまとめたものであるが、当時はインターネット等の利用は考えられなかった。実際に、税金のないタックスヘイブン国である場合を除いて、税制のない国はないのである。先進諸国の場合、その国の税制が分からないということは稀である。

しかし、発展途上国の場合、情報自体が少なく、かつ、その情報に対する要求が少ないという条件下では、その情報入手はインターネット等を利用しても相当困難である。このような場合、その情報に対する緊急性及び重要度が高いのであれば、大手の監査法人に依頼するのも一つの方法であろう。また、税制のアウトラインのみを知りたいというのであれば、発展途上国の場合、かつて植民地であったこともあり、こ

Topics of International Taxation

のような時には旧宗主国がどこであったかを調べると、その旧宗主国の税制が残っているケースもある。例えば、アフリカの諸国のうち、旧フランス領であった国の税制は一部類似しているというようなこともある。

3 情報が意外と近くにある場合

日本からの投資を誘致したい国の場合、日本に事務所を置いている場合がある。このような事務所は、日本からの投資に対する各種の情報を記載したパンフレット等を作成しており、新しい情報の入手も可能である。また、投資先の外国の商工会議所等の公的機関が日本にある場合もある。特に、日本に連絡事務所を置くような国は、日本からの投資を望んでいることから、何らかの投資優遇税制がある場合もあり、日本からの投資を検討する場合、このような租税優遇措置（例えば、現地法人が黒字になった後一定期間の免税等を認めるような措置）は、投資の意思決定をする上で重要な要因となろう。

また、日本の機関等からの情報入手の方法としては、日本貿易振興機構（JETRO）等の資料等を利用することも可能であろうし、金融機関等の投資相談所等も場合によっては有効な情報を提供してくれる可能性がある。

4 租税条約の有無を確認する

例えば、外国のある国の非居住者に対する源泉税率が分からないとする。非居住者が取得する配当所得、利子所得及び使用料所得等の投資所得に対する課税は、租税条約が適用となる場合、租税条約に定める限度税率が一般に適用さ

れることになる。したがって、源泉徴収のような特定の課税について、各国の国内法を調べる必要はなく、租税条約に定める限度税率が分かればその課税関係は判明することになる。

5 法人所得課税と個人所得課税

一般に企業の場合、法人所得等に係る税目を重要視するが、当該外国に社員を派遣するような場合、個人所得（特に給与所得課税）に対する課税も重要な事項といえる。さらに、場合によると、これら以外の諸税のうち、特定の税目が重要な場合もあろう。

6 個別問題を知りたい場合

日本の税制を参考にすると、例えば、このような税務処理は税法上適正であるのかというような場合、税法六法（法律及び政省令）を調べても答えは得られないこともある。このような場合、通達、場合によると、質疑応答形式の参考書等を参照することが有効となるときもある。すなわち、自国の税制の適用においてさえこのような手間のかかることがあることを前提とすれば、他国の税制において、微に入り細に入り知ることは相当に難しいといえる。最も有効な手段は、現地の税務の専門家に聞くことであるが、このようなネットワークを持たない場合、監査法人等にお問い合わせるのが最も無難な方法といえよう。

中央大学商学部教授

矢内 一好